

1	保育所と幼稚園の連携に関するこれまでの経緯	1
2	保育所と幼稚園について	3
3	平成15年5月28日経済財政諮問会議坂口厚生労働大臣 提出資料「地方分権の重点項目に対する厚生労働省の基本 的考え方」より（抜粋）	9
4	保育所と幼稚園に関する一層の連携の強化（特区における 対応）	11
5	保育所の保育室における保育所児と幼稚園児の合同活動 事業（構造改革特区第2次提案への対応）	12
6	規制改革推進3か年計画（再改定）（抄）（平成15年3月 28日閣議決定）	14
7	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（抄） (平成15年6月27日閣議決定)	16

平成15年7月30日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所と幼稚園の連携に関するこれまでの経緯

○平成10年

施設・設備を相互に共用できるよう文科省と共同して指針を策定

※ 合築等による整備例171カ所（平成14年5月現在）

○平成11年

幼稚園教育要領の整合性を確保しつつ保育所保育指針を改訂

※ 幼稚園教育要領と同様、生きる力の基礎の育成、道徳性の芽生えの育成、自然・社会体験の重視に係る記述を追加。

○平成12年

学校法人による保育所設置、社会福祉法人による幼稚園設置が可能に

※ 学校法人による保育所は、公設民営型2件を含み19件（平成14年10月現在）

○平成14年3月

厚労省と文科省と共同して保育所と幼稚園の連携事例集を作成

○平成14年3月 規制改革推進3か年計画（改訂）

「就学前児童の保育と教育の多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設との施設の共用化を促進するとともに、保育所と幼稚園の連携事例を情報提供することなどにより、運営や施設利用の面で一層連携を深める。ただし、運営においては現在の親の就労や子育ての実態に即し、社会のニーズに応えるものとなるようにする。」

○平成14年4月

保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくするための養成課程等を見直し

※ 保育士養成施設資格所有者のうち幼稚園教諭免許所有者 83.7%（平成13年度）

○平成14年10月 地方分権改革推進会議最終報告

「幼稚園教諭と保育士の資格の一元化を積極的に推進し、それと並行して幼保の制度的一元化へ向けた検討を進めるべき。」

○平成14年11月

経済財政諮問会議において、幼保一元化に係る厚生労働省の考え方につき厚生労働大臣より説明がなされた。

「両資格の同時取得がしやすくなるよう、平成14年度において、保育士養成課程の見直しを実施。さらに平成15年度において、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすくなるための措置について検討を行う。」
(大臣提出資料抜粋)

○平成14年12月 「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針について」(閣議報告)

「地域における幼稚園と保育所の連携の事例集積や、両方の資格者の増加状況等を踏まえつつ、並行して幼稚園と保育所の制度間のあり方や運営に係る経費負担のあり方について検討を行う。」

○平成15年2月

幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少等の事情にある地域を対象として、構造改革特区において、保育所において保育所児と幼稚園児の合同で保育することなどを容認

○平成15年3月 規制改革推進3か年計画（再改訂）

「幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格（免許）を取得することを促進する。」

「幼稚園と保育所の一体的運営を推進するに当たっては、施設の共用だけでなく、子どもの処遇についても、各地域のニーズに応じ、柔軟な運営が可能となるような措置を講ずる。」

○平成15年6月 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003

① 近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。

② 児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。

③ ①及び②の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討とともに、関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方自治体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。

保育所と幼稚園について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

保育所と幼稚園

- 保育所は、親の就労等の事情により家庭における保育を受けられない児童に対して保育（養護+教育）を行う福祉施設であるのに対して、幼稚園は、親の希望により幼児教育の観点から教育を行う学校である。

区分	保育所	幼稚園
施設の性格	児童福祉施設	学校
対象児童	0歳から就学前の保育に欠ける児童	満3歳から就学前の幼児
入所	市町村と保護者の契約(入所希望を配慮)	保護者と幼稚園との契約
開設日数	300日以上(春、夏、冬休みなし) ※休日、祝祭日も対応	39週以上(春、夏、冬休みあり)
保育時間	11時間以上の開所 ※延長保育 10,600か所(平成14年度交付決定ベース) 夜間保育 55か所(平成14年7月) 休日保育 354か所(平成14年度交付決定ベース)	4時間を標準 ※預かり保育 8,473か所(平成14年6月)
保育士(教諭)の配置基準	0歳 3:1 1・2歳 6:1 3歳 20:1 4・5歳 30:1	1学級 35人以下
保育料	・市町村ごとに保育料を設定 ・所得に応じた負担	・私立幼稚園は各幼稚園ごとに、公立幼稚園は市町村ごとに設定(低所得者に対する公的助成有(就園奨励費))
施設基準	保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所	保育室、遊戯室、保健室、運動場、便所、飲料水用設備、職員室等
保育内容	保育所保育指針(養護+教育)	幼稚園教育要領(教育)

- 近年、保育所については、女性の本格的な就業や就業形態の多様化などを反映して、延長保育、夜間保育、休日保育といった多様な時間帯、年間を通じた保育に対する需要の増大、0～2歳児の受入れの増加など、幼稚園の機能との差が拡大している。

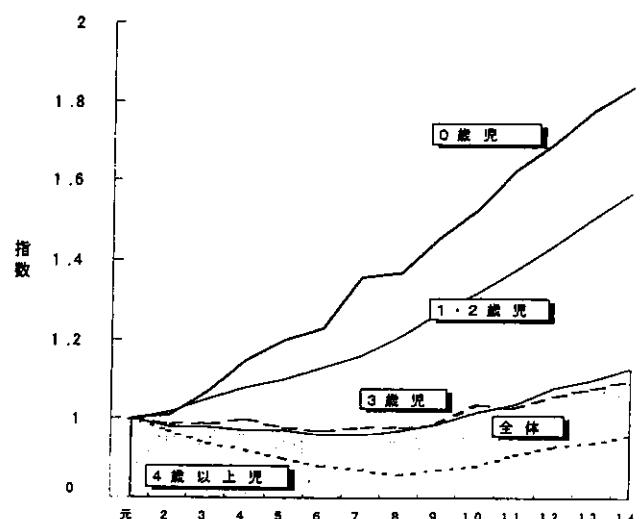
・ 延長保育、夜間保育、休日保育の実施か所数

	H 6	H 11	H 12	H 13	H 14
延長保育	1,649	5,125	8,052	9,431	10,600
夜間保育	37	43	46	49	55
休日保育	—	—	152	271	354

※ 平成14年度の延長保育及び休日保育の実施か所数は交付決定ベース。

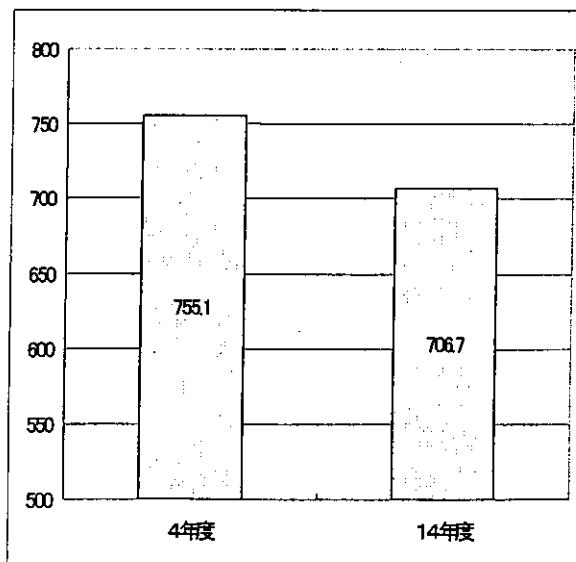
夜間保育については、平成6年度及び平成11年度から平成13年度までは、各年度4月1日現在。平成14年度は7月1日現在。

・ 保育所児童数の年齢別伸び率(指数：平成元年=1)



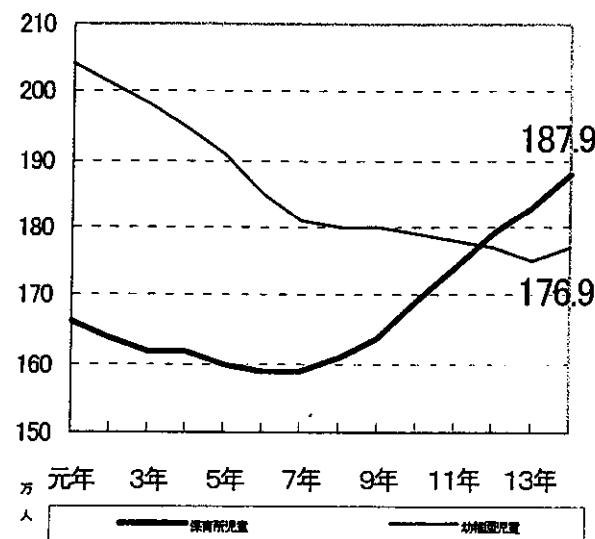
- 就学前児童数が減少傾向にある中で、近年における共働き家庭など子育てしながら働いている者の増加に伴い、平成7年以降、保育所を利用する児童数は増加している。

・ 就学前児童数（0歳から5歳まで）の推移（万人）



(資料) 総務省「人口推計年報」(各年10月1日現在)。

・ 保育所児童数と幼稚園児童数の推移

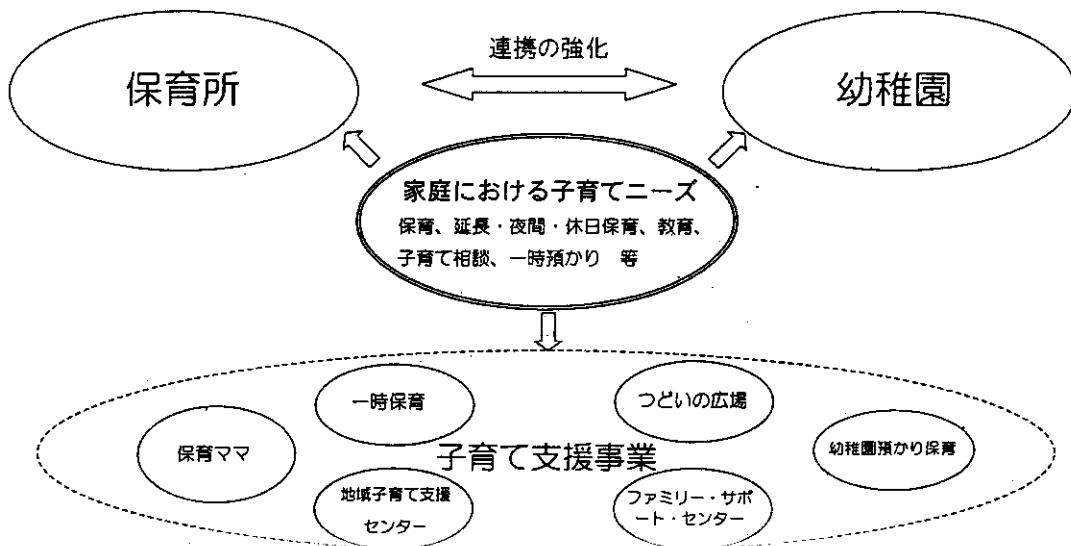


(資料) 保育所児童数：「福祉行政報告例」(厚生労働省(各年4月1日現在))、

平成14年については、月報4月1日現在。

幼稚園児童数：「学校基本調査」(文部科学省(各年5月1日現在))。

- 近年における地域の子育てニーズの多様化については、保育所、幼稚園、地域の様々な子育て支援という地域における子育て資源をいかに活用するかという観点から、総合的に対応していくことが重要と考えている。
- その中で、保育所と幼稚園については、地域の実情を踏まえた相互の連携をより一層強化することが重要。



保育所と幼稚園の連携の強化に関する取組

近年の少子化や過疎化の進行により、保育所と幼稚園について、地域の実情に応じた設置・運営が求められており、平成10年以降、施設の共用化、資格の相互取得の促進等の連携を図ってきたところであります。今後とも、引き続き、地域においてすべての児童の健全な育成を推進する観点から、両施設の連携の強化を図る方向で施策を進めるべきと考えている。

平成10年

保育所と幼稚園との施設の共用化指針の策定

→ 共用化事例 171件（合築59、併設29、同一敷地内83）（平成14年5月現在）

平成11年

幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改定

平成12年

学校法人による保育所設置を可能に（設置主体制限の撤廃）

→ 学校法人立保育所 17か所（平成14年10月現在）

平成14年

保育所と幼稚園の連携事例集の作成・情報提供

保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくするための養成課程等の見直し

→ 保育士養成施設資格取得者のうち幼稚園教諭免許所有者の割合 83.7%（平成13年度）

これらの取組により、実質的には、既に地域のニーズに応えているものと考えている。

保育所と幼稚園に関する一層の連携の強化（特区における対応）

構造改革特区に関する地方公共団体等からの第2次提案（平成14年11月7日～平成15年1月15日の間に募集）において、保育所と幼稚園との関係に係る提案がなされたことを受け、厚生労働省としては、以下の対応を行うこととしている。

幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少等の事情にある地域において、

- ① 保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認
- ② 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認
- ③ 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任

※ 上記措置については、平成15年10月1日（予定）より、申請の受付を開始することとしている。

保育所の調理室について

○ 保育所の調理室については、子どもの健やかな育成を図るという観点から、下記の理由により必要であると考えている。

① 一人ひとりの子どもの状態に応じたきめ細やかな対応

保育所では、0歳児を含め低年齢児の保育を行っている。特に、低年齢児については離乳食への対応が必要であることや体調が変化しやすいこと、また、食物アレルギーへの配慮など、食事においてもきめ細やかな対応が必要。

② 多様な保育ニーズへの対応

保育所では、延長保育、夜間保育といった多様な保育ニーズに対応している。この場合、保育所では、昼食のみならず、おやつ、夕食を含め、また、子どもの年齢に応じ、複数回にわたる食事の提供に対応することが必要。

③ 「食事」を通じた子どもの健やかな育成

子どもの栄養状況の悪化や食生活の乱れといった状況に見られるように、子どもの食の状況が悪化している。乳幼児期においても、子どもの心身の健やかな発育・発達の観点から、食事を通じた子どもの健やかな育成を図ることが必要。

- また、待機児童の増加等の課題に対応し、保育所整備を推進する観点から、下記の規制緩和について、実施・検討。

① 保育所の調理室において、スプリンクラー又は自動消火装置及び延焼防止措置が設置されている場合においては、調理室以外の部分との防火区画を設けなくともよいものとする規制緩和を実施（平成15年1月施行）

② 併設された社会福祉施設の調理室を兼用する場合と同様に、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室の兼用を可能となるよう検討し、平成15年度中に措置。

保育士・幼稚園教諭の資格について

- 保育士資格は、保育所のみならず、乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設において児童の保育に従事する者に共通の資格である。
- 幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくするための養成課程等の見直しを実施（平成14年4月施行）。
- 今後、保育士資格所有者と幼稚園免許所有者が相互にそれぞれの資格（免許）を取得することを促進するための方策について検討を行う（平成15年度中）。

【参考】両資格の比較

	保育士	幼稚園教諭
資格取得	<ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設卒 平成13年度 32,610人 (うち、幼稚園免許同時取得 27,297人(83.7%)) ・保育士試験合格 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教諭普通免許状 ・専修（大学院（修士）修了） ・1種（大学卒） ・2種（短大卒など）
保育所で働く保育士 (幼稚園で働く幼稚園教諭)	249,030人（平成13年10月現在）	108,051人（平成14年5月現在）

保育所と幼稚園の両施設を制度的に単一の施設として位置付けることについて

- 就学前児童に係る多様な子育て支援ニーズに対しては、保育所、幼稚園、地域の子育て支援事業といった多様なサービスによる対応が必要であり、保育所と幼稚園の両施設を制度的に単一の施設とすることでは、就学前児童に係る多様な子育て支援ニーズには応えきれない。
- 地域の実情に応じた保育所と幼稚園の設置運営に係るニーズに対しては、施設の共用化、資格の相互取得促進等の両施設の連携を図ることにより、このようなニーズに応えてきたところ。
さらに、保育所と幼稚園の一層の連携を強化するため、構造改革特区における対応を行うこととしている。
- なお、厳しい財政状況を踏まえると、下記のような問題点がある。
 - ・ 就労等の特段の理由もなく保育に欠けない児童を含め、すべての児童に対し公費負担を行う理由がないこと。また、待機児童ゼロ作戦の推進のため、待機児童に対する対策をより優先すべきであること。